

年度区分	整理番号
平成26年度	69

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	1,956	円	支出年月日	26年 10月 3日
---	-------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 事務費 9 人件費

内 容 インターネット基本料(7月分及び8月分)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

<small>通常払込料金 振替払込請求書兼加入者負担 受領証(金融機関控)</small>	
口座番号	00180-6-903063
加入者名	NTTファイナンス株式会社
金額	1,956 円
お客様番号	5090-0503-75834
請求年月	2014年 9月
請求分	9月30日
<small>(住所等非表示払込書)</small> 高知県議会県民クラブ 様	
金融機関用取付連絡先	TEL 0120 26-10-03
	874-569 高知県庁内郵便局
備 考	(64217)02 N91330014

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関保証)

年度区分	整理番号
平成26年度	70

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	15,344	円	支出年月日	26年 10月 3日
---	--------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 事務費 9 人件費

内 容 「地方公共団体のための補助金活用ガイド」差し替え分

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

振替払込料額 加入者負担		振替払込請求書 兼受領証					
00190	8	660372					
第一法規株式会社							
金 額							
		1	5344				
<input checked="" type="checkbox"/> 振込先 <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>銀行</td> <td>支店</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>				銀行	支店		
銀行	支店						

振込先 県民クラブ 様 (083-052132-0002)							
26-10-03 高知県庁内 郵便局 (64217)02 N91330013							
<small>この受領証は、大切に保管してください。振込先金融機関名 (CVSAG) 印</small>							

年度区分	整理番号
平成26年度	71

代表者印 	経理責任者 	受領印
----------	-----------	---------

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	14,665	円	支出年月日	26年 10月 3日
1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 ⑦資料購入費 8 事務費 9 人件費				
内容	「地方財政関係実務事典」差し替え分			

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

振替払込料益 加入者負担		振替払込請求書 兼受領証	
00190	8	660372	
第一法規株式会社			
千	百	十	万
		1	4
		6	6
			5
振込先		銀行	支店

: 県民クラブ 様 (083-052132-0002)			
料		26-10-03	
金		高知県庁内	
印		郵便局	
步		(64217)02	
		N91330012	

この受領証は、大切に保管してください。振込先金融機関別 (CVS店調べ)

年度区分	整理番号
平成26年度	72

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	14,200	円	支出年月日	26年 10月 3日
---	--------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務費 ⑨ 人件費

内 容	9月分事務補助員賃金(7,100円×2日分)
-----	------------------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 証

県民クラブ

代表者 坂本 茂雄 様 No. _____

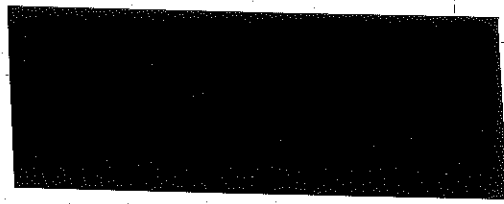
金額									
			9	7	1	4	2	0	0

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但 9月分賃金と17

H26年 10月 3日 上記正に領収いたしました

収入印紙



GR1613

年度区分	整理番号
平成26年度	73

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	1,887	円	支出年月日	26年 10月 6日
---	-------	---	-------	------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 事務費 9 人件費

内 容	公明新聞購読料(9月分)
-----	--------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

新聞購読料 領 収 証

県民クラブ代表坂本茂雄 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2014年 9月分 領収日 10月 6日

領収金額	¥1,887
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 岡林 広
住 所 高知市小倉町9-5
TEL 088-855-4649 FAX 088-855-4406

お申込No. 39030-07788(402)



年度区分	整理番号
平成26年度	74

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	2,808	円	支出年月日	26年 10月 14日
---	-------	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧事務費 9 人件費

内 容 **事務用品代 (振込手数料108円を含む)**

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ただし、お取引の詳細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

お取引日	取扱店番
26-10-14	
銀行番号	支店番号
取引区分	お取引金額
お支払	¥2,700
10:25	¥108
お受取人	
四国銀行	
帯屋町支店	
当座610	
カ)オカムラバンク様	
ご依頼人	
カンミンクラブ様	
088-823-9523	

通帳やキャッシュカードは、携帯電話やハンドバッグの留め金等、磁気を発する物に近づけないでください。ATMでのお取引引きができません。おそれがあります。

年度区分	整理番号
平成26年度	75

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	29,754	円	支出年月日	26年 10月 14日
1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 ⑥資料作成費 7 資料購入費 8 事務費 9 人件費				
内容	議事録作成費(振込手数料108円を含む)			

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ただいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

お取引日	取扱店番	
26-10-14		
銀行番号	支店番号	口座番号
取引区分	お取引金額	
お支払	¥29,646	
お受取	¥0	
振込手数料	¥108	

お受取人
四国銀行
一宮支店
普通0305473
〇ノスキルズ様

ご依頼人
カンミンクラブ様
088-823-9523

本通帳キャッシュカードは、携帯電話やハンドバッグの留め金等、磁気を発する物に近づけないでください。ATMでのお取引引きができません。おそれがあります。

年度区分	整理番号
平成26年度	76

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	44,310	円	支出年月日	26年 10月 14日
① 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務費 9 人件費				
内容	別紙のとおり			

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 書				
県民クラブ 坂本 茂雄 様		平成26年 9月26日		
下記の通り正に領収致しました。				
金額		千	円	
	735300			
但し 10/4~10/5 1泊付 尾崎 高知~伊丹往返航空券付 心づね旅行代金				
(高知県知事登録国内旅行業第3-89号)				
高知県庁消費生活協同組合				
代表理事 山下久人				
県庁生協トラベルセンター				
高知市丸の内1丁目2番20号				
生活協同組合法により組合員との印紙税は免除されます。 TEL (088) 822-0662				
				扱者印

年度区分	整理番号
平成26年度	76

会派名 県民クラブ

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

※ 参加費9,000円のうち、交流懇親会費6,000円を除いた金額を請求する。

No.

領収証

高知県議会県民クラブ
代表 坂本茂雄

様

金額

¥ 3,000.-

但 参加費として

2014年 9月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

〒661-0022尼崎市尾浜町1丁目28-24

TEL06-6422-3033 Fax06-6422-3741

公契約条例セミナーinあまがさき実行委員会

会計責任者 塩見 幸治

(注意)

振込金 (兼振込手数料) 受取書

預金払戻請求書による振込受付書 (兼振込手数料受取書)

※ 振込は、振込先口座に振込手数料を引いた金額が振り込まれます。振込手数料は、振込先口座の開設金融機関に問い合わせください。また、振込先口座の開設金融機関は、当行に問い合わせてください。

2014年 8月 21日

お振込先	銀行		尾浜	支店	尾浜
お振込先	口座番号		4044830	金額	¥ 9000
お振込先	フリカナ		シオミ コウジ	フリカナ	塩見 幸治
お振込先	フリカナ		コウジケンキカイ	フリカナ	サカモトシケオ
お振込先	おなまえ		高知県議会	おなまえ	坂本茂雄
お振込先	おなまえ		坂本茂雄	おなまえ	坂本茂雄

消費税込手数料
648円

「未収」に印の子数料は後日一括して請求させていただきます。

当行をご利用いただきましてありがとうございます。

高知市丸の内1-2-20

260822

26.8.21
四国銀行

年度区分	整理番号
平成26年度	76

会派名 県民クラブ

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

※ 朝食代金 2,138円 (パック料金から差し引く)

●朝食バイキング (Buffet)
 大人・・・ ¥2,138
 小人・・・ ¥1,069
 (4歳以上 小学校5年生以下)

●コンチネンタルブレックファースト
 (Continental Breakfast)
 ¥822
 トースト・ジュース コーヒー又は紅茶
 (Toast・Juice・Coffee or Tea)

料金にはサービス料・税金等全て含まれております
 All prices are inclusive of Tax & Service Charges

開(Opening hours) 7:00～
 ラストオーダー(Last order) 9:30

政務活動記録簿兼旅費計算書

別紙

議員名 坂本 茂雄



調査期間	10月4日～10月5日				
調査先等	尼崎商工会議所、尼崎市総合文化センター				
場 所	兵庫県尼崎市				
活動内容等	◎公契約条例セミナーに参加 「公契約条例の現状と課題」 ※詳細別添				
活動に要した 経 費	利用区間	自家用車 (29円/km)	鉄道賃等	航空賃	金額(円)
	知寄町二丁目⇄高知 龍馬空港	- km	空港連絡バス(往復) 670×2		1,340
	高知龍馬空港⇄伊丹 空港			33,162 (宿泊パッケージ)	33,162
	伊丹空港⇄蛍池⇄塚口	- km	鉄道(往復) 940		940
	塚口⇄昭和通	- km	バス(往復) 420		420
		- km			
		- km			
		- km			
		- km			
	走行距離合計	0 km 0			0
	宿 泊 料		円 ×	泊	0
	宿泊諸費	3,400	円 ×	1 泊	3,400
	旅行雑費	700	円 ×	2 日	1,400
	そ の 他	参加費(振込手数料を含む)		3,648 円	3,648
合 計				44,310	
備 考	航空賃と宿泊料は、パック料金35,300円から朝食代2,138円を差し引いた額を請求する。				

※活動内容等について、スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

※記載する必要がある場合(県外へ出張した場合又は県内で宿泊した場合)

※領収書等は裏面に貼付すること。

搭乗券
Boarding Pass

サカモト シゲオ 様

■ **座席 SEAT** ■

15D 窓側

*ご搭乗前に座席が変更になる
場合があります

■出発日・便名 DATE/FLIGHT
2014/10/04

ANA1604

高知 ⇒ 大阪/伊丹
KOCHI OSAKA/ITAMI

■出発時刻 DEPARTURE TIME

08:50

*搭乗口へ出発時刻の10分前までに
お越しください

■搭乗口 GATE

1

■照会番号 N2D28B01

ANAウイングスによる運航

11TZ OR:N2D28B01 BN:47 SN:15D

搭乗券
Boarding Pass

サカモト シゲオ 様

■ **座席 SEAT** ■

8F 窓側

*ご搭乗前に座席が変更になる
場合があります

■出発日・便名 DATE/FLIGHT
2014/10/05

ANA1611

大阪/伊丹 ⇒ 高知
OSAKA/ITAMI KOCHI

■出発時刻 DEPARTURE TIME

15:10

*搭乗口へ出発時刻の10分前までに
お越しください

■新搭乗口 NEW GATE

5

■照会番号 N2D28B02

ANAウイングスによる運航

11TZ OR:N2D28B02 BN:24 SN:8F

平成 26 年 10 月 5 日

御 宿 泊 証 明 書

都ホテルニューアルカイクにご利用頂きまして、誠にありがとうございます。
下記の内容にて、確かにご宿泊頂きましたことを証明いたします。

記

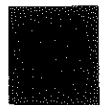
ご 宿 泊 者 坂本 茂雄 様
ご 人 数 1 名様 1 室
宿 泊 日 (日程) 2014 年 10 月 4 日 (土) から
 2014 年 10 月 5 日 (日) 1 泊
お部屋 シングルルーム朝食付き

以上

兵庫県尼崎市昭和通二丁目7番1号
都ホテルニューアルカイク
TEL(06)6488-7777・FAX(06)6488-0700

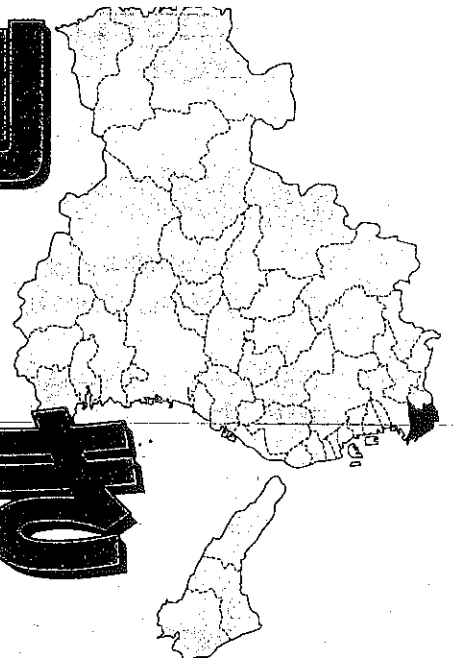
宿泊部

係 森下 伸一



公契約条例 セミナー

in あまがさき



2014年10月4日(土)～5日(日)

尼崎商工会議所 (10月4日)

尼崎市総合文化センター (10月5日)

市民サービス向上や品質確保、地域経済の活性化、労働者の雇用の安定、賃金水準の確保など、公契約（自治体と事業者の契約）のあり方を考えましょう

第1日目

分科会 (尼崎商工会議所) 10月4日(土) 13:00～17:00

開会・歓迎あいさつ

基調講演：「公契約条例の現状と課題」

福井県立大学・吉村臨兵教授

第1分科会●「いま、なぜ公契約条例なのか」

全国11自治体で公契約条例が制定され、条例化をめざす取り組みが広がっています。北海学園大学・川村雅則准教授、神奈川地方自治研究センター・勝島行正主任研究員、大阪公契約研究会から報告し交流を行います。

第2分科会●「地域活性化と公契約条例」

地域経済の活性化の一環として公契約条例が制定された福岡県直方市、関西圏ではじめて公契約条例を制定した兵庫県三木市、奈良県の関係者から経験を学び、交流します。

第3分科会●公契約条例制定の自治体から学ぶ

公契約条例制定で先行する首都圏では、自治体間の交流もされています。千葉県野田市など先進市の実情報告、問題提起をうけ交流します。

参加者交流懇親会

10月4日(土)18:00～

都ホテルニューアルカ
イック 鳳凰の間

参加費：6000円

第2日目

全体会 (尼崎市総合文化センター) 10月5日(日) 9:00～12:00



記念講演●全国に公契約条例をひろげよう

根本崇氏 (千葉県野田市長)

平成22年に始まった千葉県野田市の公契約条例は5年が経過、その後も改正が重ねられています。「地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したい」—根本崇・野田市長があつく語ります。

主催●公契約条例セミナー in あまがさき実行委員会

公契約条例セミナー in あまがさき

10月4日(土)~5日(日) 兵庫・尼崎

参加の申し込み

下の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送でお申し込みください。
ご送金は、下記の銀行口座または現金書留でお願いいたします。

- 定員 200名 ※ご送金いただいた順にお席を確保し、領収証・参加案内をお送りいたします。
- 参加費 第1日目・2日目・懇親会(宿泊なし) 9,000円
 セミナーのみ参加(第1日目・2日目) 3,000円
 セミナーのみ参加(いずれか1日のみ) 1,500円
- ご宿泊をご希望の方は「都ホテルニューアルカイク」を斡旋いたします。
 シングル宿泊(1名様)=10,000円 ツイン宿泊(2名様)=8,000円(1名様当り)

①下記の参加申込書に、ご記入の上、FAXまたは郵送でお送りください。

申込先 公契約条例セミナー in あまがさき実行委員会
 〒661-0022 兵庫県尼崎市尾浜町1丁目28-24
 TEL. 06-6422-3033 FAX. 06-6422-3741 Email: koukeiyaku@yahoo.co.jp
 ブログ: <http://ameblo.jp/koukeiyaku-ama/> (詳細はブログをご覧ください)

②参加費を、下記の銀行口座にお振込みください。お振り込みを確認し、正式な受付となります。

銀行口座 尼崎信用金庫 尾浜支店(067)
 普通預金 4044830 名義 塩見幸治(シオミ コウジ)

*ご送金の際は、送信者の市区町村名・氏名を明記ください。
 (例: アマガサキシ・アマガサキタロウ)

③ご送金を確認し、領収証・参加案内をお送りします。

④申し込み締切日 2014年9月10日(水)

公契約条例セミナー in あまがさき 参加申込書

フリガナ 氏名	サカモト シゲノ 不 坂本 茂雄	参加費	9000 円 (お振込)
領収書の宛名(名称)	高知県議会 県民クラブ代表 坂本茂雄	参加希望(すべてチェックして下さい)	第1日目 分科会 <input type="checkbox"/> 第1 <input checked="" type="checkbox"/> 第2 <input type="checkbox"/> 第3 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 懇親会
領収書送付先	〒780-0850 高知市丸の内1-2-20	第2日目	<input checked="" type="checkbox"/> 全体会 領収証セミナー参加費のみ の領収として下さい。
電話	088-823-9520 FAX 088-823-9060	宿泊	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> シングル <input type="checkbox"/> ツイン(同室者)
自治体名・団体名	高知県議会 県民クラブ		

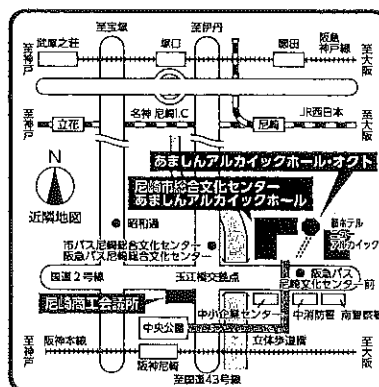
会場へのアクセス

尼崎商工会議所 (10月4日)

〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通3-96
 TEL 06-6411-2251 FAX 06-6413-1156

尼崎市総合文化センター (10月5日)

〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7-16
 TEL 06-6487-0800 [総合受付]



電車

- 阪神尼崎駅より 北東に徒歩約5分
- JR 尼崎駅より 自動車で約6分
 市バス……南側4番のりば23系統乗車
 →阪神尼崎行き「尼崎総合文化センター」下車
- 阪急塚口駅より
 市バス……13系統乗車→「昭和通」下車
- 阪急園田駅より
 市バス……11/22/23系統乗車→「尼崎総合文化センター」下車
- 阪急武庫之荘駅より
 市バス……15/43系統乗車→「昭和通」下車

「公契約条例セミナー IN 尼崎」報告

10月4日～5日にかけて尼崎市で開催された「公契約条例セミナー IN 尼崎」に出席し、先進的な自治体からの報告や市民サービス向上や品質確保、地域経済の活性化、労働者の雇用の安定、賃金水準の確保など、公契約（自治体と事業者の契約）のあり方について学んできました。

日程の最後には根本野田市長の「公契約条例を全国に広げよう」の記念講演もあり、参考になる現在の課題も見えてきたように思います。

私が、参加した分科会「公契約条例と地域活性化」－公契約条例を制定した思い－では、これまでに制定してきた福岡県直方市、兵庫県三木市、奈良県の担当課長から、生みの苦しみについてお話を伺いました。

また、急遽、第1分科会「いまなぜ公契約なのか」－公契約条例の目指すもので、高知市の条例改正に至った経過などの報告を求められました。現在、賃金下限設定自治体は高知市を含めて12自治体ということになります。

「公契約条例」で目ざされているのは、官製ワーキングプアの防止など、労働条件・労働市場の面、就職困難者等の社会参加の促進という社会保障・社会福祉の面、地域経済の活性化、また、「公正な競争」など公共調達を通じた政策意図の反映であることではないかとの課題がどのように追求され、具体化されようとしているのかとの提起は、全ての分科会でも共通したテーマとして討議されていたようでした。

まとめでは、条例制定すれば終わりではなく、どのように定めた内容を担保していくかと言うことが、制定自治体で問われています。それは、「賃金チェックのあり方」「対象業務のあり方」「公契約条例にモデルはない。しかし、考え方の統一性は持ちたい」「まず、つくる。しかし、同床異夢ではダメ、むしろ呉越同舟ぐらいの方向性は必要」ということを念頭に置いた全国の闘いが求められていました。

公共事業、委託業務などの発注先労働者の過酷な雇用関係と労働実態、さらには自治体の内部にある非正規公務員の雇用環境の過酷さも闘いの経験とともに訴えられていました。

さまざまな闘いの経験と交流を通じて、「労働者のためだけでなく、事業者のためでもある公契約条例。労働者も事業者もハッピーになることを目指そう」という、第三分科会のまとめの言葉に、ヒントもあるのかと思いながら、セミナー実行委員の一人として会社経営者の方が名を連ねられていた意義を感じたことでした。

「公契約条例セミナー in あまがさき」プログラム

10月4日（土）

- 12:30 受付開始
- 13:00 開会あいさつ 司会進行 小野順子
- 13:05 主催者代表あいさつ 実行委員会代表 麻田光広
- 13:15 歓迎あいさつ 尼崎市長 稲村和美
- 13:30 講演「公契約条例の現状と課題」
— 本セミナーの意義とねらい —
福井県立大学教授 吉村臨兵
- 14:15 質疑等
- 14:30 分科会
- 第1分科会「いまなぜ公契約なのか」
— 公契約条例の目指すもの —
進行責任者 在間秀和
問題提起 北海学園大学准教授 川村正則
神奈川県地方自治研究センター
主任研究員 勝島行正
- 第2分科会「公契約条例と地域活性化」
— 公契約条例を制定した 思い —
進行責任者 小柳久嗣
問題提起 福岡県直方市総合政策部財政課長 大場 享
兵庫県三木市企画管理部長 山本佳史
奈良県会計局総務課長 西村昭浩
大阪公契約研究会事務局長 橋本芳章
- 第3分科会「公契約条例の実務的諸課題」
— 関東圏先進自治体から学ぶ —
進行責任者 小野順子
問題提起 千葉県野田市総務部管財課長 田路欣順
東京都多摩市職員労働組合副委員長 鴨志田修
多摩市公契約審議会会長・弁護士 古川景一
- 17:00 分科会終了

10月5日（日）全体会

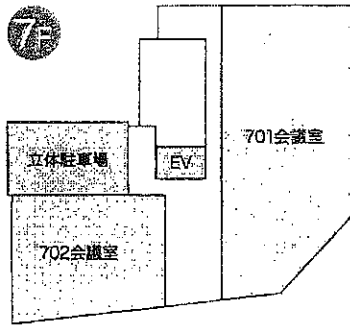
9:00	開会あいさつ	司会進行	塩見幸治
	分科会報告	第1分科会	在間秀和
		第2分科会	小柳久嗣
		第3分科会	小野順子
10:10	講演「公契約条例を全国に広めよう」		
		千葉県野田市長	根本 崇
11:20	質疑応答		
11:30	セミナーまとめとお礼	実行委員会代表	吉村臨兵
11:45	閉会あいさつ	司会	塩見幸治

2014年10月4日(土)～5日(日)

尼崎商工会議所 (1日目)

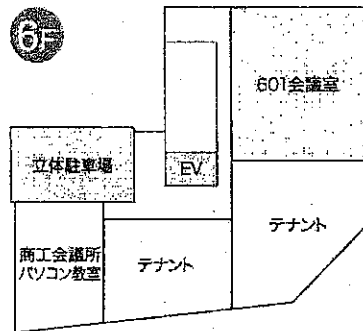
尼崎市立総合文化センター (2日目)

第1日目 分科会 (尼崎商工会議所) 10月4日(土) 13:00～17:00



受付は、商工会議所7階にて、開会30分前より
会場：尼崎商工会議所7階701会議室です。

第1分科会 会場：当日
第2分科会 会場：当日
第3分科会 会場：当日



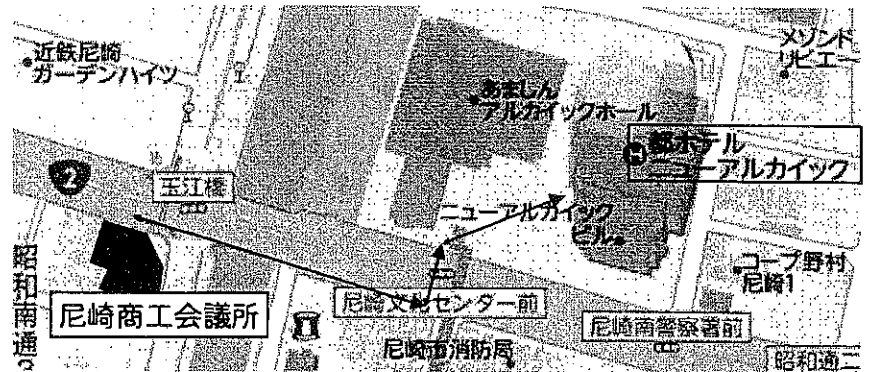
※分科会の会場は、701号、702号、601号を使用しますが、割り振りは当日案内させていただきます。

参加者交流懇親会会場

10月4日(土)18:00～

都ホテルニューアルカイク
鳳凰

参加費：6000円



第2日目 全体会 (尼崎市総合文化センター)
10月5日(土)9:00～12:00

記念講演

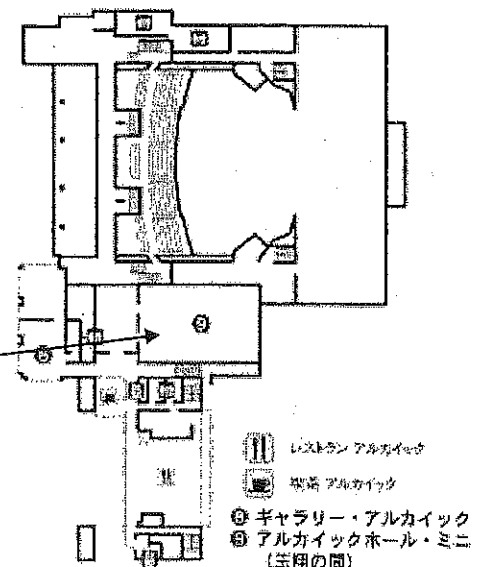
●全国に公契約条例をひろげよう

会場：尼崎市総合文化センター2階

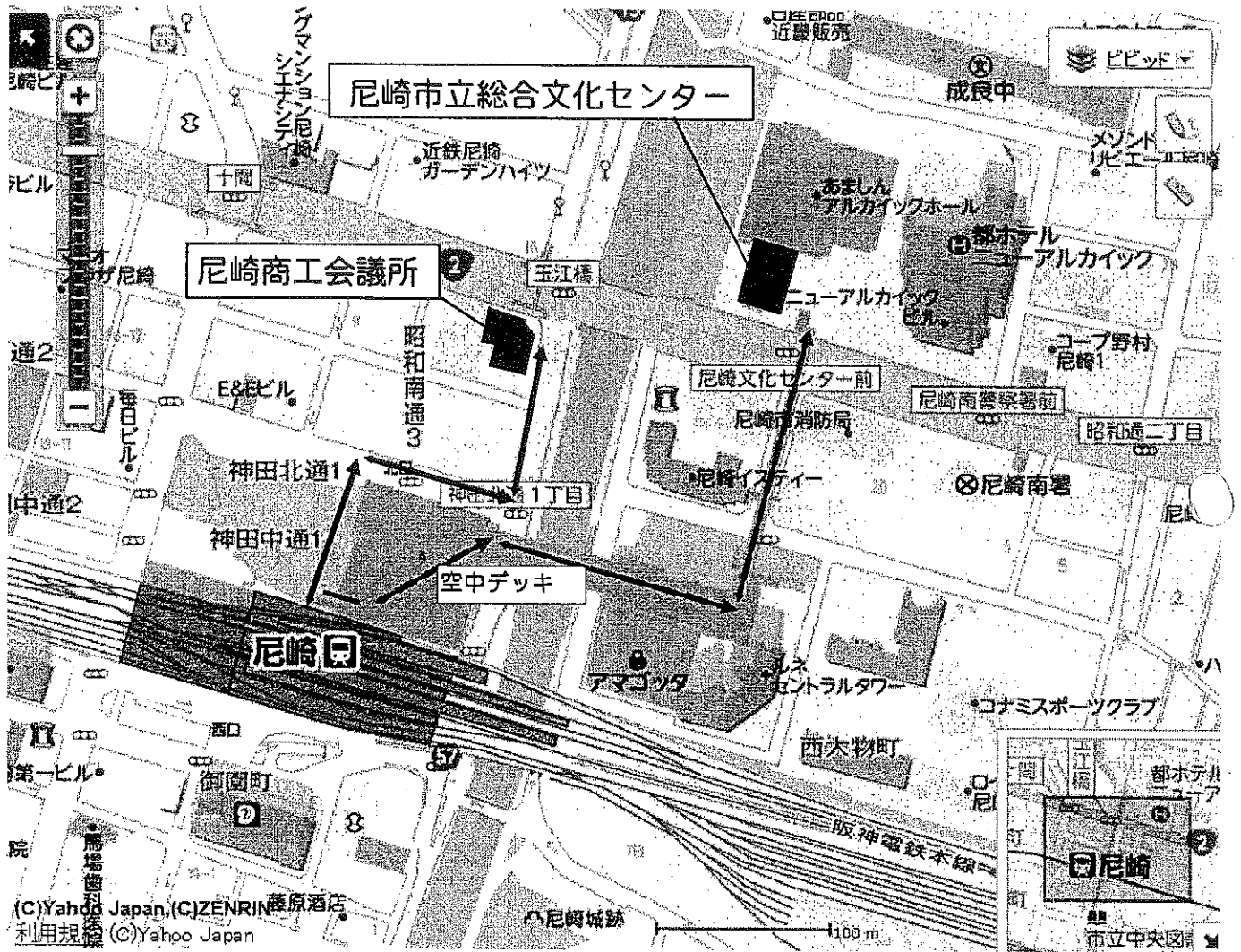
玉翔の間 (アルカイクミニホール)

受付は、玉翔の間ロビーにて、
開会15分前より行います。

2F



会場周辺



※総合文化センターへは、阪神尼崎駅北側を出て、エスカレーターで
2階公園から空中デッキを利用すると便利です。

<p>尼崎商工会議所 (10月4日)</p> <p>〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通3-96</p> <p>TEL 06-6411-2251 FAX 06-6413-1156</p> <p>尼崎市立総合文化センター (10月5日)</p> <p>〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7-16</p> <p>TEL 06-6487-0800</p>
--

<p>公契約条例セミナー in あまがさき実行委員会</p> <p>〒661-0022 兵庫県尼崎市尾浜町1丁目28.24</p> <p>TEL. 06-6422-3033 FAX. 06-6422-3741</p> <p>Email: koukeiyaku@yahoo.co.jp</p>
--

10月4日 全体会講演

2014/10/4

公契約条例セミナーin あまがさき 公契約条例の現状と課題

—本セミナーの意義とねらい—

福井県立大学
吉村臨兵

【1】「公契約条例」で目ざされているもの

▼公共調達を通じた政策意図の反映

(1) 官製ワーキングプアの防止：労働条件／労働市場

- ・「〇〇市の支払う対価が作業に従事する労働者に公正に配分されることを確保」（全建総連「公契約条例（法）要綱試案」1994年）

←賃金相場の維持向上。

←ILO94号条約。

←米国リビングウェイジ（◎契約型、○優遇・補助金型、○地域別最低賃金型、○協定型）。

←公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26（2014）年6月4日改正施行）：「労働条件」や「育成」に言及。

(2) 就職困難者等の社会参加の促進：社会保障／社会福祉

- ・総合評価一般競争入札で障害者雇用率評価が2/100点（「神奈川県衛生研究所特定事業落札者決定基準」2000年）

- ・総合評価一般競争入札で知的障害者の就労支援等を評価。価格評価は70/100点（「大阪府庁舎」および「大阪府警察門真運転免許試験場」の建物管理業務、2003年）

(3) 地域経済の活性化

△「公正な競争」

【2】現状

(1) 条例制定自治体

- ・賃金水準に言及：10自治体（市・特別区）を超える。
- ・基本条例型：江戸川区、長野県など。
- ・評価項目や確認事項に「賃金水準」が含まれている：6自治体以上。

(2) 審議会設置や総合評価との関係は多様

(3) 過料を課するタイプ：発注行政と業許可行政の新たなミックス？

野田
泰良

【3】課題

(1) 労働条件／労働市場の側面を強調するか否か

たとえば最近の報道の表現：

- ・「賃上げ条例、直方の挑戦 視察や照会相次ぐ 『地域のピンチ』業界も連携」、朝日新聞【西部】2014/8/17朝刊。

- ・「官製ワーキングプアの特効薬 『公契約条例』制定は一進一退」、【第1特集 雇用がゆがむ】「Part2 非正社員 法改正で雇止め 遠い正社員登用」『週刊東洋経済』第6526号（2014.05.24）60～63頁。

(2) 総合評価方式との関係

- ・賃金水準をこれで誘導するには限界。
- ・条例を後ろ盾に総合評価、という整理は可能なはず。

- ・庁内の参加を促す効果ありそう。
 - ・当事者の参加：「学識経験者の意見聴取」と契約審議会の相違。
- (3) 内容はともかくとして進め方の問題

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成十七年三月三十一日法律第十八号)

新 最終改正：平成二六年六月四日法律第五六号	旧
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、<u>公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>←〔新設〕</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、<u>公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u></p>

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
- 三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
- 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。
- 五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場

(発注者の責務)

第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

← [新設]

<p>合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。</p> <p>六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。</p> <p>2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。</p>	<p>2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。</p>
<p>(受注者の責務)</p> <p>第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、<u>下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u></p> <p>2. <u>公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p>	<p>(受注者の責務)</p> <p>第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、<u>契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。</u></p> <p>← [新設]</p>

野田市公契約条例 (平成 21 年 9 月 30 日)

現行条例の施行日：平成 26 (2014) 年 4 月 1 日

地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきている。

このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、ひとつの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。

本市は、このような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う。

この決意のもとに、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(総合評価一般競争入札等の措置)

第 15 条 市長は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札(同令第 167 条の 13 で準用する場合を含む。)により落札者の決定(第 4 条第 1 号に掲げる契約に係る落札者の決定を除く。)をしようとするときは、当該決定に係る業務(以下この条において「決定業務」という。)に従事する労働基準法第 9 条に規定する労働者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの及び決定業務に係る請負労働者の賃金等を評価するものとする。

- (1) 落札者に雇用され、専ら決定業務に従事する者
 - (2) 下請その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から決定業務の一部について請け負った者(次号において「その他請負者」という。)に雇用され、専ら決定業務に従事する者
 - (3) 法の規定に基づき落札者又はその他請負者に派遣され、専ら決定業務に従事する者
- (平 22 条例 24・旧第 14 条繰下・一部改正、平 24 条例 26・一部改正)

(低入札価格調査制度の拡充等の措置)

第 16 条 市長は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、低入札価格調査制度の拡充等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、野田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(平成 17 年野田市条例第 32 号)第 2 条に規定する契約を締結する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 受注者等は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、公契約の締結前に当該公契約に係る業務に従事していた適用労働者を雇用し、及び前項の措置に係る適用労働者を継続して雇用するよう努めなければならない。

(平 22 条例 24・追加)

川崎市契約条例

(昭和 39 年 3 月 30 日→平成 22 年 12 月 21 日)
現行条例の施行日：平成 25 (2013) 年 10 月 8 日

(目的)

第 1 条 この条例は、市及び市の契約の相手方になろうとする者等の責務を明らかにし、契約に関する施策の基本方針を定め、並びにこれに基づく施策を実施することによって、市の事務又は事業の質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(作業報酬審議会)

第 11 条 第 7 条第 3 項に定めるもののほか、第 4 条第 6 号に掲げる基本方針に基づき策定される契約に関する施策に係る重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市作業報酬審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

- 2 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 7 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 8 審議会において必要があるときは、その会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

多摩市公契約条例 (平成 23 年 12 月 22 日)

現行条例の施行日：平成 25 (2013) 年 3 月 29 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、多摩市 (以下「市」という。) が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

第 4 章 多摩市公契約審議会

(多摩市公契約審議会の設置)

第 9 条 第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に定めるもののほか、この条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、多摩市公契約審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

- 2 審議会は、市長が別に定める期日までの間、この条例の施行状況について検証を行い、その結果に基づき必要があるときは、市長に提言することができる。

(構成)

第 10 条 審議会は、委員 5 人以内をもって構成する。

- 2 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 11 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、委嘱の日から市長が必要と認める期間とする。

相模原市公契約条例 (平成 23 年 12 月 26 日)
現行条例の施行日：平成 24 (2012) 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この条例は、公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び公契約の相手方となる者の責務を明らかにすることにより、安全かつ良質な事務及び事業の確保を図り、もって市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現に寄与することを目的とする。

第 7 条 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して定めるものとする。

- (1) 対象工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額
 - (2) 対象業務委託契約 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 8 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額
- 2 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、相模原市労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

厚木市公契約条例 (平成 24 年 12 月 25 日)
現行条例の施行日：平成 25 (2013) 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この条例は、市が締結する公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び受注者の公契約の締結に伴う責務を明確にすること等により、当該業務に従事する労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業 (以下「公契約事務等」という。)の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(労働報酬審議会)

第 8 条 市長は、労働報酬下限額等について調査審議するため、事業者等で構成する厚木市労働報酬審議会 (以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

渋谷区公契約条例 (平成 24 年 6 月 22 日)

現行条例の施行日：平成 25 (2013) 年 1 月 1 日

(目的)

第一条 この条例は、渋谷区(以下「区」という。)が締結する公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約に係る事業の質の向上を図り、もって区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(渋谷区労働報酬審議会)

第十七条 区長の諮問に応じ、労働報酬下限額及び公契約に係る施策に関する重要事項について調査審議するために、渋谷区労働報酬審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員七人以内をもって組織する。
- 3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

国分寺市公共調達条例

(平成 24 年 6 月 28 日)

現行条例の施行日：平成 26 (2014) 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この条例は、国分寺市(以下「市」という。)が広範な事務事業を実施するに当たって、契約自由の原則の下で外部から多種多様なもの及びサービスを調達していることに鑑み、その調達の基本的なあり方を明確にすることにより、実施主体である市と調達の担い手である事業者がともに社会的責任を自覚し、もって市政及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(公共調達委員会の設置等)

第 20 条 市の調達手続を適正に維持するため、国分寺市公共調達委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申するほか、市長に建議することができる。
 - (1) 第 14 条第 2 項に定める最低額に関すること。
 - (2) 第 22 条第 2 項及び第 3 項に規定する措置に関すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公共調達の重要事項に関すること。
- 3 委員会は、委員 5 人以内をもって組織し、事業者、労働者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

足立区公契約条例 (平成 25 年 9 月 30 日)

現行条例の施行日：平成 26 (2014) 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、公契約に係る区の基本方針並びに区及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係をもとに締結する公契約において果たすべき責務を定めるとともに、公正・公平な入札・契約制度を確立し、安全かつ良質な事務、事業の執行を確保することにより、もって地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第 5 章 公契約等審議会

(公契約等審議会)

第 16 条 入札及び契約手続における公正性、透明性を確保し、この条例を適切に運用するため、区長の附属機関として足立区公契約等審議会(以下「公契約等審議会」という。)を設置する。

2 公契約等審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況について、調査、審議すること。
- (2) 入札及び契約手続に関する苦情申立てについて、調査、審議すること。
- (3) 前 2 号のほか、この条例の運用状況、区の契約制度の適正なあり方について、調査、審議すること。

3 公契約等審議会は、委員 3 人で組織する。

4 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約に関して審議及び調査を行うことができる学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、公契約等審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

直方市公契約条例 (平成 25 年 12 月 20 日)

現行条例の施行日：平成 25 (2013) 年 12 月 20 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、直方市(以下「市」という。)が締結する公契約等に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

第 4 章 直方市公契約審議会

(直方市公契約審議会の設置)

第 9 条 第 7 条第 1 項に定めるもののほか、この条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するため、直方市公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

[第 7 条第 1 項]

(構成)

第 10 条 審議会は、委員 5 人以内をもって構成する。

2 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員のほか、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

千代田区公契約条例 (平成 26 年 3 月 20 日)
現行条例の施行日：平成 26 (2014) 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この条例は、千代田区 (以下「区」という。) が締結する請負契約等に基づく業務及び区が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働環境を確保し、もって社会経済の健全な維持発展並びに公共工事及び公共サービスの質の確保及び向上に資することを目的とする。

(公契約審議会)

第 13 条 公契約における労働環境の確保に関し必要と認める事項について審議するため、区長の附属機関として公契約審議会 (以下「審議会」という。) を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に基づき審議する。

(1) 第 5 条第 2 項の規定により区長が定める額

(2) 前号のほか公契約における労働環境の確保のため必要な事項

3 審議会は 6 人以内の委員で構成し、事業者、労働者及び学識経験者の中から区長が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

三木市公契約条例 (平成 26 年 3 月 31 日)
現行条例の施行日：平成 26 (2014) 年 7 月 1 日

(目的)

第 1 条 この条例は、市及び受注者の公契約の締結に伴う責務を明確にすること等により、当該業務に従事する労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業 (以下「公契約事務等」という。) の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(労働報酬審議会)

第 7 条 市長は、労働報酬下限額等について意見を聴くため、三木市労働報酬審議会 (以下「審議会」という。) を設置する。

2 審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。

3 委員は、事業者、労働者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

奈良県公契約条例 (平成 26 年 7 月 10 日)

現行条例の施行日：平成 27 (2015) 年 4 月 1 日

(目的)

第一条 この条例は、公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(賃金支払状況等の報告)

第十二条 特定受注者は、規則で定める時期に、特定労働者に支払った賃金の額、特定労働者に係る第六条第二号イからエまでに掲げる事項、特定公契約に係る事業について同号オに掲げる事項の遵守の状況その他規則で定める事項(以下「賃金支払状況等」という。)を知事に報告しなければならない。この場合において、特定下請負者等の賃金支払状況等を報告しようとするときは、特定受注者は、当該特定下請負者等から賃金支払状況等を報告させ、その報告された結果(当該特定下請負者等から報告がない場合にあつては、その旨その他規則で定める事項)を知事に報告しなければならない。

(過料)

第十六条 特定受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条の規定による知事への報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第十四条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 三 前条第二項の規定による知事への報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定により講じた措置が特定公契約に係る第六条第二号アからオまでに掲げる事項の遵守のために必要な措置であると認められないとき。
- 四 前条第三項の規定による知事への報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(奈良県公契約審議会)

第十八条 知事の諮問に応じ、この条例の運用方針その他重要事項について調査審議させるた

め、奈良県公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

江戸川区公共調達基本条例

(平成22年3月31日)

現行条例の施行日：平成22(2010)年4月1日

江戸川区は、区民の福祉の増進のため、多様なものとサービスを調達している。

それらの調達は、区民の負担の下になされるものであり、公平性・公正性・競争性・透明性の確保はもとより、地域社会への貢献や地域経済の活性化にその効果が十分に発揮されることが強く求められる。

共育・協働、安全・安心のまちづくりを掲げ、活力ある地域社会の実現を目指す江戸川区が推進すべき公共調達は、事業の計画から契約の相手方の選定、契約価格の決定、公共施設等の使用、維持管理、廃棄までを含めた継続性を有するものでなければならず、そのすべての過程において区民の福祉の増進に寄与する資産を形成するものでなければならない。

この認識の下に、江戸川区における公共調達の基本となる理念と原則を明らかにし、江戸川区が推進すべき公共調達を確実なものとするため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、江戸川区(以下「区」という。)の行う公共調達について基本理念を定め、区及び事業者の責務並びに区民の役割を明らかにし、公共調達に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、特定公共事業の実施手続並びに江戸川区公共調達審査会及び江戸川区公共調達監視委員会の設置について定めることにより、公共調達の公正かつ適切な運用を推進し、もって区民の福祉の増進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共事業の契約者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札(以下「社会的要請型総合評価一

般競争入札」という。)によらなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かななければならない。

第四章 江戸川区公共調達審査会

(審査会)

第二十条 公共調達過程の適正化及び公平かつ公正な契約者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公共調達審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。

3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

(審査会の組織)

第二十一条 審査会は、七名以内の委員で組織する。

2 審査会の委員は、区及び事業者と利害関係を有しない学識経験者のうちから、区長が委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

長野県の契約に関する条例

(平成26年3月20日)

現行条例の施行日：平成26(2014)年4月1日

(目的)

第1条 この条例は、県の契約に関し、基本理念を定め、並びに県及び県の契約の相手方の責務を明らかにするとともに、契約に関する県の取組の基本となる事項を定めることにより、契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、県の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図り、もって県民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県の契約」又は「契約」とは、県を当事者の一方とする契約で県以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し県が対価の支払をすべきものをいう。

(基本理念)

第3条 県の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。

2 県の契約は、その履行により県民に提供されるサービスを安全かつ高質なものとするため、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること及び価格以外の多様な要素も考慮することにより、総合的に優れた内容のものとしなければならない。

3 県の契約の締結に当たっては、それによる支出が持続可能で活力ある地域社会の実現に重要な意義を有することに鑑み、契約の目的及び内容に応じ次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 地域における雇用の確保が図られること。
- (2) 県産品の利用が図られること。
- (3) 県内の中小企業者の受注機会の確保が図られること。
- (4) 県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う事業者の育成

に資することとなること。

(5) 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること。

(6) その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとなること。

4 県の契約の締結に当たっては、それが社会的な責任を果たす事業者の育成に資することとなるよう、契約の目的及び内容に応じ事業者に係る次に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1) 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることその他の労働環境が整備されていること。

(2) 環境に配慮した事業活動を行っていること。

(3) 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。

(4) 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。

(5) その他社会貢献活動を行っていること。

(県の取組方針)

第6条 知事は、基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針(以下この条において「取組方針」という。)を定めなければならない。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた契約の締結の方法その他当該契約の締結等に関し必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、取組方針を定めようとするときは、あらかじめ、公営企業管理者に協議するとともに、長野県契約審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、取組方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、取組方針の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)について準用する。

6 知事その他の予算執行の権限を有する者は、取組方針に基づき契約の締結等を行うものとする。

(長野県契約審議会)

第7条 契約に関する県の取組を基本理念の実現に資するものとするため、長野県契約審議会

(以下この条において「審議会」という。)を
設置する。

2 審議会は、前条第3項(同条第5項において
準用する場合を含む。)の規定により意見を聴
かれた事項その他の契約に関する重要事項に
ついて、知事の諮問に応じて調査審議するもの
とする。

3 審議会は、委員12人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命す
る。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委
員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に、特別の事項を調査審議するため必
要があるときは、特別委員を置くことができる。

7 この条に定めるもののほか、審議会の組織及
び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

公契約条例をめぐる世界と日本各地の動向

1888年	○ パリ市が公共土木工事に関する請負契約書の中に労働条項の挿入を義務付ける
1949年	○ ILOで、対象となる公契約について、同一地域の同一性質の労働に対するものに劣らないより有利な賃金、労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保する労働条項を挿入しなくてはならないとする94号条約（「公契約における労働条項に関する条約」）が採択される
2002年 2005年	○ 国に公契約法の制定を求める意見書が神戸市議会で可決 ○ 第75回全国市長会議において、「公共事業に関する要望」の中で「公共工事における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を図ること」を求めていくことを決定
2008年	○ 兵庫県尼崎市議会に公契約条例案が提出されたが廃案となる
2009年	○ 国が発注する公共工事における労働者の報酬の確保を図るため、「国等が発注する建設工事の適正な施工を確保するための公共工事作業従事者の適正な作業報酬等の確保に関する法律（案）」が民主党参議院議員を中心に作成されたが、提出に至らず
2009年9月	○ 千葉県野田市で全国初の公契約条例が制定される。
2010年	○ 鳩山由紀夫内閣総理大臣が「公契約における賃金などの労働条件のあり方に関しては、発注者である国の機関や地方自治体も含めて幅広く議論を進めていくことが重要」との見解を示す
2010年12月	○ 神奈川県川崎市で、政令指定都市では初の公契約条例「川崎市契約条例」が成立する
2011年11月	○ 札幌市が公契約条例素案をパブリックコメントに付す
2011年12月	○ 東京都多摩市で「多摩市公契約条例」が成立する ○ 神奈川県相模原市で「相模原市公契約条例」が成立する
2012年6月	○ 東京都渋谷区で「渋谷区公契約条例」が成立する ○ 東京都国分寺市で「国分寺市公共調達基本条例」が全会一致で成立する
2012年8月	○ 東京都足立区で、公契約条例が必要であるとの委員会答申がなされる
2012年12月	○ 秋田県秋田市で「秋田市公契約基本条例」についての意見募集が開始される。

2012年12月	○ 神奈川県厚木市で「厚木市公契約条例」が公布される
2013年2月	○ 東京都世田谷区で「公契約のあり方検討に関する中間報告書」が作成され、公契約と入札制度の改善が検討された
2013年3月	○ 埼玉県川越市で公契約条例が審議されていたが、これに反対する集会が開催される
2013年3月	○ 群馬県前橋市で「前橋市公契約基本条例」が議会に提案され、可決成立した。
2013年3月	○ 秋田県秋田市で、「公契約基本条例」が成立した。
2013年4月	○ 佐賀県佐賀市で、最低制限価格試行要領の変更によって、公契約の考え方が取り入れられる。
2013年6月	○ 埼玉県川越市で、「公共調達に係る審議会条例」が成立し、公契約条例案については撤回される。
2013年6月	○ 東京都足立区で公契約条例の制定に向けたシンポジウムが開催される。
2013年12月	○ 福岡県直方市で、1億円以上の公共工事や1000万円以上の委託業務契約で適用される公契約条例が成立した。
2014年3月	○ 東京都千代田区で、建設工事は5000万円以上、指定管理協定は全て対象とする公契約条例が全会一致で成立した。
2014年3月	○ 長野県で総合評価方式、適正賃金水準を定める基本条例の形式で「長野県公契約条例」が全会一致で成立した。
2014年3月	○ 兵庫県三木市で建設工事は5000万円以上、業務委託は1000万円以上のものを適用対象とする公契約条例が全会一致で成立した。
2014年5月	○ 奈良県で全国初の罰則付の公契約条例が可決成立した。
2014年6月	○ 山形県山形市が公契約条例案を否決した。
2014年9月	○ 愛知県で、法定最低賃金を上回る報酬の支払いを義務付ける公契約条例案が提出される予定との報道がある。

※ 参考文献 松井祐次郎＝濱野恵「公契約法と公契約条例—日本と諸外国における公契約事業従事者の公正な賃金・労働条件の確保—」レファレンス 2012年2月号 53頁。

公契約条例
セミナー
あまがさき

2014年10月4日(土)～5日(日)
総務省工業博覧会(10月4日)
尼崎市立総合文化センター(10月5日)

分科会資料

第2分科会

第2分科会「公契約条例と地域活性化」 — 公契約条例を制定した思い —

進行責任者 前尼崎市議 小柳久嗣

問題提起者

福岡県直方市総合政策部財政課長 大場 享

兵庫県三木市企画管理部長 山本佳史

奈良県会計局総務課長 西村昭浩

大阪公契約研究会事務局長 橋本芳章

前自治労大阪府職執行委員長

FF7
807

第2分科会 直方市

『公契約条例セミナー in あまがさき』

第2分科会「公契約条例と地域活性化」－ 公契約条例を制定した思い －

福岡県直方市

57000人

230億

I. 背景

令口で9巻Dの制定

- ① 直方市の財政悪化に伴う行財政改革の推進により民間委託が加速されたこと
- ② 地域経済の停滞の中、入札制度改革により下支えを試みてきたが発注量の確保も出来ず、併せて民間投資も少なく地元企業の疲弊が進んだこと
- ③ 雇用環境悪化の状況が続いていたこと

II. 経過

- ① 議会での一般質問
- ② 組織体制
- ③ 経営者・労働者へのアンケート調査の実施
- ④ 市内部の意見・市長の判断

III. 直方市公契約条例策定審議会

- ① 委員構成
- ② 審議会での議論
- ③ パブリックコメントの実施

IV. 振り返り

直方市公契約条例制定の背景と経緯

背 景

① 直方市の財政悪化に伴う行財政改革の推進により民間委託が加速されたこと

- 平成 17 年度～ ・行政改革大綱とその実施計画の策定・実施
 (地方自治法の改正による指定管理制度の導入をはじめ、ごみ収集業務の一部委託等)
- 平成 19 年秋 ・交付税ショック (財政状況の悪化により赤字転落の予想)
- 平成 22 年 3 月～ ・市民・人権同和対策課窓口業務民間委託
- 平成 22 年 4 月～ ・教育委員会学校給食調理業務民間委託
- 合併できず単独不況*
18年 ごみ収集業務民間委託
窓口業務の総合的整理

② 地域経済の停滞の中、入札制度改革により下支えを試みてきたが発注量の確保も出来ず、併せて民間投資も少なく地元企業の疲弊が進んだこと

- 平成 19 年 10 月～ ・最低制限価格の事後公表開始 (同年 12 月より事前公表へ改正)
- 平成 20 年 12 月～ ・部分払の取扱要領改正 (最大 2 回 → 3 回)
- 平成 21 年 4 月～ ・最低制限価格算定式改正 (1 回目・国土交通省の低入札価格調査基準算定式準拠)
- ・条件付一般競争入札導入
- ・総合評価方式入札の試行
- 平成 22 年 4 月～ ・最低制限価格算定式改正 (2 回目・現場管理費 60% → 70%)
- ・前払金支払限度額改正 (契約金額の 30% → 40%)
- 平成 23 年 5 月～ ・最低制限価格算定式改正 (3 回目・現場管理費 70% → 80%)
- 平成 24 年 4 月～ ・総合評価方式入札本格導入
- 平成 25 年 6 月～ ・最低制限価格算定式改正 (4 回目・一般管理費 30% → 55%)
- H17 以降 建設費等が大幅削減*

③ 雇用環境悪化の状況が続いていたこと

有効求人倍率の推移

有効求人倍率	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
全 国	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82
福 岡 県	0.79	0.88	0.80	0.58	0.41	0.50	0.60	0.72
直 方 市	0.59	0.61	0.57	0.43	0.31	0.42	0.48	0.63

経過

- 平成 18 年～ 自治労 公契約条例制定を要求する方針を掲げての活動
- 直方市議会での一般質問
(平成 18 年 12 月定例会・平成 22 年 3 月定例会・平成 25 年 6 月定例会：計 3 回)
- 平成 23 年 9 月 公契約条例制定に向けての検討方針決定
- 平成 24 年 1 月 17 日付 福岡県社会保険労務士会『公契約条例の制定を求める意見書』提出
- 平成 24 年 4 月 1 日 財務制度改革担当配置 *初案に向けて、具体的な作業に入る。*
- 平成 24 年 7 月 2 日～7 月 31 日 『公契約条例に関するアンケート』実施 *時期尚早な感じがする*
- 平成 25 年 3 月 4 日付 福岡県弁護士会『公契約法及び公契約条例の制定を求める会長声明』提出
60社中191社中113社回答(30.9%)
- 平成 25 年 3 月 7 日 古川景一弁護士(多摩市公契約審議会会長)を招いての勉強会(自治労直方市職員労働組合主催)『公契約を媒介とする雇用と労働条件の規整』
- 平成 25 年 4 月 『直方市公契約条例策定審議会設置要綱』制定 *経営者にとり道に逆行、住民に負担をかける* *市長が70%の賛成で先議される*
- 平成 25 年 4 月 直方市公契約条例策定審議会委員推薦依頼 *リフォーム制度1000万215社以上の結果*
 - ・カツジ 共同法律事務所 服部弘昭弁護士(学識経験者)
 - ・社団法人 福岡県建設業協会(使用者)
 - ・福岡県環境整備事業協同組合連合会()
 - ・日本労働組合総連合会福岡県連合会(労働者)
 - ・福岡県労働組合総連合()
- 平成 25 年 6 月～9 月 直方市公契約条例策定審議会開催 *市務部副所長に議論を要す*
 - ・平成 25 年 6 月 11 日 委嘱状交付及び第 1 回直方市公契約条例策定審議会
 - ・平成 25 年 7 月 8 日 第 2 回 直方市公契約条例策定審議会
 - ・平成 25 年 8 月 6 日 第 3 回 直方市公契約条例策定審議会
 - ・平成 25 年 9 月 3 日 第 4 回 直方市公契約条例策定審議会
- 平成 25 年 9 月 17 日～10 月 16 日 『直方市公契約条例(案)のパブリックコメント』実施
- 平成 25 年 10 月 30 日 第 5 回 直方市公契約条例策定審議会(取りまとめ)
- 平成 25 年 11 月 13 日 直方市公契約条例策定審議会会長から市長へ条例案報告
- 平成 25 年 12 月 12 日 直方市議会定例会 全会一致で可決
- 平成 25 年 12 月 20 日 直方市公契約条例公布
- 平成 26 年 4 月 1 日 直方市公契約条例施行



公契約条例の制定について

87人

兵庫県三木市
平成26年10月

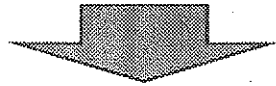
平成26年3月
公契約条例が市議会で可決



条例の検討は約1年前、
25年3月議会に提案した
「中小企業振興条例」
を検討する過程で出てきた

中小企業振興条例とは

- 市内企業の99%を占めている中小企業の振興が本市の経済発展のために重要
- そのため、実施計画を定め各種施策を実施



この実施計画の中に、公契約条例が
「市内経済の循環を促進させるための施策」
として位置付けられた

公契約条例検討委員会の立ち上げ

- 実施計画に基づき、26年3月議会へ条例案提出をめざして検討委員会を5月に設置
 - 学識経験者
 - 労働団体代表
 - 経済団体代表

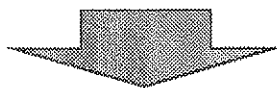
6名で組織

- 第1回 5月 スケジュール等について
- 第2回 8月 条例の適用範囲等について
- 第3回 11月 労働報酬単価について
- 第4回 12月 労働報酬単価について

対象業 5000万 ほどにとり
 環状の半分程度は対象外に設定
 する

三木市の条例の特徴

- 労働報酬単価を規則に委任せず、条例で規定

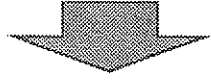


議会という公開の場で
 単価について議論

PCは100件以上
 はしめ2100を越える

今後の課題

- 条例ができると行政はその運用にのみ目が行きがち



- 重要なのは「市の経済の活性化や労働者のためになっている」かどうか

やはり、三木市だけではなく他の団体が
同じ制度を運用していくことが必要

奈良県公契約条例について

奈良県会計局

平成26年10月4日

奈良県における制定までの経緯

18189 条例 2014/10/4 10/4/2

奈良県は、公共サービスの提供に必要となる労働者の確保と、労働者の権利の保護を図るため、平成21年5月に公共サービス基本法が成立し、平成23年4月に荒井知事が、マニフェストにおいて、「公契約において、入札企業の法令遵守と、適正な労働条件の確保を図るための公契約条例の制定を検討する」旨の事項を掲げ、当選後、平成23年6月に庁内連絡会を設置し、公契約条例の制定について検討を開始した。平成24年3月に代表質問に対する知事答弁で、検討の状況や方向性等を説明し、9月に賃金等実態調査とりまとめ（調査期間：平成23年12月～平成24年8月）を実施し、代表質問に対する知事答弁で、賃金等実態調査の結果と、検討の状況や方向性等を説明した。平成25年3月に一般質問に対する会計局長答弁で、検討の状況や方向性等を説明し、平成26年3月に代表質問に対する知事答弁で、条例の骨子案等を説明し、5月にパブリックコメントを実施し、6月に条例案を提案、全会一致で可決成立した。

- 平成21年5月 公共サービス基本法が成立
- 平成23年4月 荒井知事が、マニフェストにおいて、「公契約において、入札企業の法令遵守と、適正な労働条件の確保を図るための公契約条例の制定を検討する」旨の事項を掲げ、当選
- 平成23年6月 庁内連絡会を設置し、公契約条例の制定について検討開始
- 平成24年3月 代表質問に対する知事答弁で、検討の状況や方向性等を説明
- 9月 賃金等実態調査とりまとめ（調査期間：平成23年12月～平成24年8月）
代表質問に対する知事答弁で、賃金等実態調査の結果と、検討の状況や方向性等を説明
- 平成25年3月 一般質問に対する会計局長答弁で、検討の状況や方向性等を説明
- 平成26年3月 代表質問に対する知事答弁で、条例の骨子案等を説明
- 5月 パブリックコメントを実施
- 6月 条例案を提案、全会一致で可決成立

奈良県公契約条例の概要

目的

公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。(条例第1条)

奈良県公契約条例の概要

基本理念

公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、適切かつ公正に行われなければならない。(条例第3条)

奈良県公契約条例の概要

責務

(県の責務)

県は、基本理念にのっとり、公契約を通じて社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。

(条例第4条)

(受注者等の責務)

受注者及び下請負者等は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならない。(条例第5条)

公契約条例施行規則第1条第1項第1号

5

奈良県公契約条例の概要

基本方針

(1) 社会的価値の評価

公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。(条例第6条第1項第1号)

(2) 法令の遵守

公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。(条例第6条第1項第2号)

ア 最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと。

イ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。

公契約条例施行規則第1条第1項第1号

5

奈良県公契約条例の概要

社会的な価値の評価

評価項目の種類[要領等]	評価時点と評価項目[要領等]	
①社会保険加入 ②障害者雇用率 ③「奈良県社員・シャイン 職場づくり推進企業」登録 ④保護観察対象者等雇用	建設工事	業者格付け時／①～④
	業務委託 (施設管理等)	特定公契約の 総合評価入札時／②～④
	指定管理	特定公契約の 公募に係る審査時／②～④

- ・各項目の該当状況により評価
- ・ただし、①については、業務委託・指定管理では、入札時に遵守条件とすることから、評価項目としない。
- ・①の「社会保険加入」とは、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。(以下同様)

公契約条例施行期開始が定ま

7

奈良県公契約条例の概要

法定労働条件の遵守

公契約のうち、下記の特定公契約の受注者は、当該業務に従事する労働者について、遵守状況に関する報告や下請負者等への指導等を行う義務を負う。

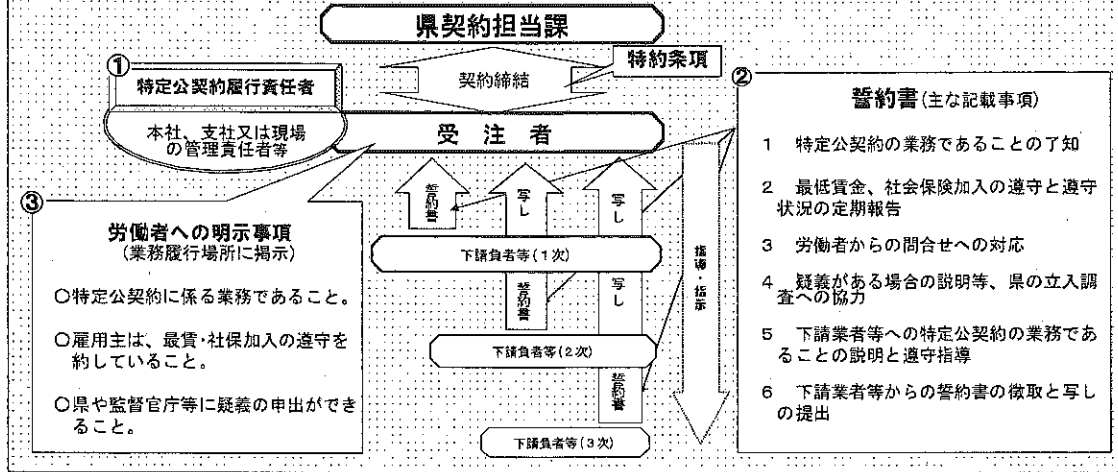
特定公契約の範囲[規則]		遵守事項[特約案項]
建設工事	予定価格3億円以上	●最低賃金、社会保険加入の遵守 ●条例に基づく諸手続き ①履行責任者の選任・報告 ②下請負者等への明示及び指導 ③労働者への明示 ④定期の支払賃金等の報告 ⑤疑義がある場合の説明等 ⑥立入調査への協力 ⑦必要な措置の結果報告
業務委託 (施設管理等)	予定価格3千万円以上	
指定管理	委託料上限額3千万円以上	

公契約条例施行期開始が定ま

8

奈良県公契約条例の概要

特定公契約に係る契約関係図

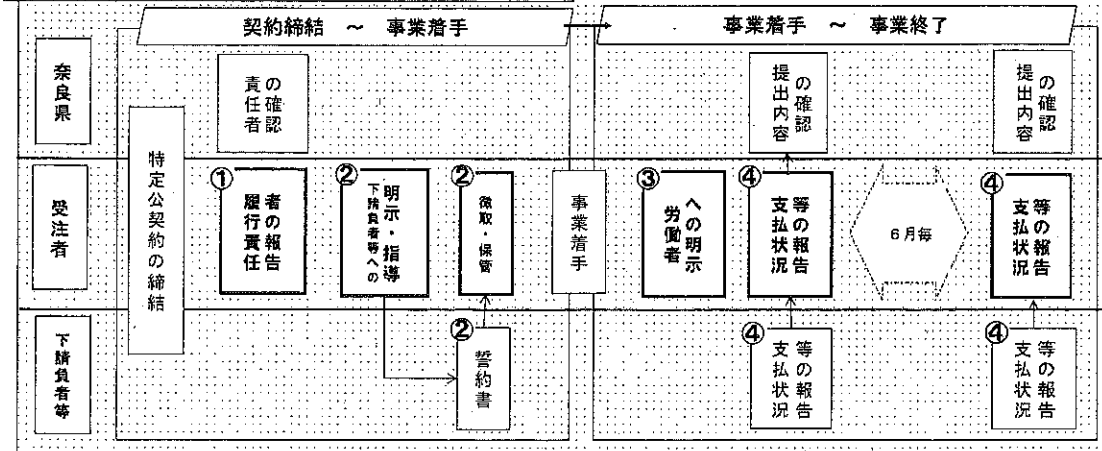


公契約条例セミナー実施のご案内

11

奈良県公契約条例の概要

手続きフロー (契約締結～契約終了)



公契約条例セミナー実施のご案内

12

奈良県公契約条例の概要

条例に基づくペナルティ

(過料)

特定公契約の受注者が次のいずれかに該当する場合、受注者に5万円以下の過料を科す。

- (1) 賃金等の支払状況等を報告せず、虚偽の報告をしたとき。
- (2) 立入調査を拒み、妨げ、忌避し、答弁せず、虚偽の答弁をしたとき。
- (3) 受注者について、講じた措置及びその結果を報告せず、虚偽の報告をし、講じた措置が法令遵守のための必要な措置と認められないとき。
- (4) 下請負者等について、講じた措置及びその結果(報告がない場合は、その旨)を報告せず、虚偽の報告をしたとき。

奈良県公契約条例の概要

条例以外の制度に基づくペナルティ

(入札参加停止) [既存制度への項目追加]

条例、特約条項及び誓約書に違反した受注者及び下請負者等に対し、入札参加停止措置を行う。

(評価への反映)

上記の入札参加停止措置を受けた事業者について、業者格付け(建設工事)、総合評価(業務委託)又は選定時の審査(指定管理)において一定の減点を行う。

奈良県公契約条例の概要

過料処分の公表

過料に処したときは、労働者や下請負者等その他の関係者に情報提供を行うため、受注者の氏名等を公表する。

奈良県公契約条例の概要

公契約審議会

- 所掌事務
知事の諮問に応じ、本条例の運用方針その他の重要事項について調査審議を行い、知事に意見を述べること。
- 構成員（検討中）
 - ・5名程度、任期2年（ただし、再任を妨げない。）
 - ・社会的価値の評価に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する者
- 開催時期等
 - ・原則、年1回程度
 - ・議事は、公開

奈良県公契約条例の概要

公契約執行適正化委員会

○所掌事務

- ①過料の適否について調査審議を行い、知事に意見を述べること。
- ②入札参加停止措置を行うべき違反事実の調査審議を行い、知事に意見を述べること。

○構成員(検討中)

- ・ 3名程度、任期2年 (ただし、再任を妨げない。)
- ・ 中立かつ公正な見地等から意見を述べることができる者のうちから知事が委嘱する者

○開催時期等

- ・ 随時開催
 - ①過料処分の予告及び決定を行うとき
 - ②入札参加停止措置を行うべき違反事実の有無の判定を行うとき
- ・ 議事は、非公開

奈良県公契約条例の概要

公布・施行時期等

○公布

平成26年7月10日

○施行

平成27年4月1日

- ※ 適用は、それぞれ、施行日以後に公告のあった特定公契約が対象
ただし、社会的価値の評価に係る業者格付けは、平成28年度・平成29年度分から適用

2014.10.4

公契約条例セミナー

尼崎実行委員会

第2分科会【公契約条例の実現を】基調報告

第1章 はじめに

置き去りにされる市民の安心、安全

2011年、泉南市のプールで小学生がおぼれて死亡した。さらに5年さかのぼると、埼玉県ふじみ野市でも、プールで死亡事故があった。ダンピング競争の結果として、自治体担当者、業者だけでなく市民までが切り捨てられたというのは言い過ぎだろうか。

地域経済という面で見ても、短期的な視点で、「無駄の削減」や「コスト削減」により住民の賃金水準・生活水準の引き下げを図ることは、社会的なコストの増大をもたらす。

公契約の仕様書の嘘実記載

自治体は、民間企業に業務を発注するとき、仕様書に、「労働法令順守」を明記することで「法令順守を実行している」と主張する。しかし競争入札のもとで、遵守できない価格で落札し、「安全面で法令順守ができないのは、落札した企業が悪い」と主張する。地方自治法234条は、基本的に、競争入札で業者を決定することをもとめている。それが公平、公正原則といわれる。しかし、それは契約や仕様書が守られていることが大前提だ。

第2章 公契約条例で何が変わるのか

契約は施策そのもの

契約そのものが政策であると理解した時、いろいろな視点が展開する。

地場産業、中小企業育成、経済政策、災害対策

さらに災害対策という観点が大きい。阪神大震災、東日本大震災を例に挙げるまでもなく、災害時の協力や、その後長く続く、復興支援にも、自治体と地元業者の協力が不可欠だ。

公共サービス基本法の制定

公共サービス基本法(平成21年5月20日、法第40号)は、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とし、公共サービスに関する国民の権利を定めた。

公共工事における総合評価方式

公共工事では、工事の技術評価などで、早くから総合評価方式が採用され「技術などで、最も優れた提案をしたところ」に入札するという方法もとられてきた。さらに製造

業と同じく、建設業界も、従事者の高齢化、若年層の減少によって、存亡の危機にあるとして、国に要請、国は、前述の「二省間単価賃金を大幅に引き上げるとともに、社会保険等への加入、技能労働者の処遇改善など」を盛り込んだ通知を出した。

入札審査の簡素化と社労士会の労働条件審査

総合評価方式では、入札審査について受託側は多くの資料を要求され、発注側はその検証に時間を要する。そこで大阪社会保険労務士会は、自治体担当部局の審査軽減と、参加企業の入札資料軽減のため、社会保険労務士の認証制度のプロジェクトチームを立ち上げている。

一般廃棄物処理委託業務の改善

廃棄物処理法の第六条一項は、市町村の責任で「廃棄物処理計画」を定め、第6条2項は「一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに（迅速処理）収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」としている。つまり、清掃=一般廃棄物処理は「金もうけ」ではなく、市町村の本来業務である。直営実施か、民営化にあたっては、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることが望ましいといっても過言ではない

第3章 大阪府の公契約改革の経過

大阪府では、1970年代、総評全国金属、全港湾大阪支部などの要請により、「労働関係法令違反の企業については指名競争入札から除外する」旨の知事回答が出された。

また、業務委託については、独自に設定した最低制限価格を、「最低制限価格を設定してはいけない（地方自治法）」とされ、府が敗訴し、損害賠償訴訟が提起されたという経緯があった。

地方自治法の施行規則の改正という状況を背景にして、2003年、エルチャレンジが要請した「行政の福祉化」の理念から、契約を一つの福祉施策実現の機会ととらえ、全国で初めて知的障がい者の雇用を評価項目にする総合評価型一般競争入札として実現した。全国で初めての取り組みでもあり、評価項目の設定、評価委員会の設立など、契約時の用度課は大変な労力を要したが、結果は、これまで外で働く姿を見ることがなかった知的障がい者が、大阪府本庁舎や警察庁舎で働く姿に福祉担当者も大きな驚きと可能性を確信した。大阪府内では建物清掃をはじめとする業務委託契約に2004年以降、大阪市、豊中市、泉大津市、枚方市、箕面市など瞬く間にこの制度が普及した。しかし、この入札改革でも、官制ワーキング・プアーといわれる低賃金実態が解消されることはなかった。

就労支援型入札制度、政策入札へ

さつろの 知的障がい者の雇用に関する取り組み

行政は、福祉行政や労働行政で、障がい者や高齢者、就職困難者の就労支援を行っている。前述のように公共入札をそのような支援の機会ととらえて総合評価点に積み込ん

だのが大阪型の総合評価である。当然、それぞれの行政が負担する就労支援費用を組み込むことができるのである。

第4章 公契約実現へ向けた自治体要請行動から

NPO労働と人権サポートセンターおおさかは、「公契約研究会」を立ち上げ、大阪府の総合評価方式のさらなる発展と、拡大、さらにその先にある公契約条例を求める取り組みを進めた。その中で府内各自治体に対して公契約条例の検討を進めるよう要請してきた。

その回答は、ほぼすべてにおいて、次のようなものであった。

【各自治体の回答要旨】

- ① 公契約法（条例）は国の課題である。
- ② 賃金決定は国の法律として、最低賃金法があり、個々の賃金決定については、当該労使の自主決定に委ねるものである。
- ③ 法令順守義務を、契約に明記しており、法令は遵守されているものと考えている。
- ④ 条例でなく、総合評価方式の改善で足りる。

これらの回答に対して① 契約の改善は、国だけでなく自治体（条例）でも実施できるものである。② 最低賃金法との関係も、民主党 尾立議員の質問主意書に麻生首相（当時）が「（野田市のように、）最低賃金を超える賃金を、自治体や企業が設定することについては、何ら問題はない」と文書回答したように「最低賃金法」「労働基準法」は、国民すべてが「労働」の対価として、最低受け得るべき労働条件を明記した法律であり、これを超える賃金設定をすることが違法となるものではない。③ 法令順守を明記しているというならば、トラブルは起こらないはずで、チェック体制が必要だし、発注者責任が、発注書に「明記した」ことで、こと足りるとは考えられない。④ 総合評価方式だけでは、これまで官制ワーキングプアは、なくせなかった。自治体の契約に対する姿勢が問われている。

賃金水準をどこに置くのか

最低賃金×必要人員・・・委託（請負）契約をする以上、「その業務に精通している人と未熟練労働者は同じ賃金、処遇なのか」という想像力がそこには欠けている。そのため、公契約条例を制定した野田市、川崎市、相模原市など、多くの市では未熟練労働者を生活保護水準以上に設定し、多摩市では報酬審議会を設置し、生活保護基準 895 円のところ、公契約条例の最低下限額を 903 円に設定した。「概念を法令順守におく」なら労働基準法を完全にクリアするための標準賃金（最低賃金ではない）はいくらになるの

か、年次有給休暇を使用させるには、仕様書上、何人が適当であるのか」、最低ではなく「標準」を決めなければならない。

人事院事務総長は、常勤的非常勤の時間給について、国家公務員初級初任給の時間給を設定するよう各省庁に求めた。公契約条例を新たに定めた直近の福岡県直方市、兵庫県三木市などは高卒初任給の時間単価を設定している。

閉塞感を打開し、地域の活性化、市民協働へ

地域の閉塞感に終止符を打つために行政ができることは、無理なリストラや賃金カットを続けることではない。自治体の業務が、災害やトラブルから市民一人ひとりの生活の安心、安全を守ること、一定程度以上の行政水準を確保すること、そして失われた20年の間に、非正規職を転々としてきた人たちの「劣化した雇用」に対して各種の社会保険、年金、税金を納入する労働者として再生させることである。

第5章 公契約条例で地域の明日を創る

税金で契約する公契約こそ、地域経済にとって一つの基準価格を決めていける要素を持っている。アメリカやイギリス、フランスでは公正賃金の基準作りに20世紀初頭から取り組み、地域の行政府の賃金水準を使っている。その延長にILO94号条約、同84号条約ができています。この条約により、世界的に、標準労働者の最低基準が作られている。アメリカの地域賃金(リビングウェイジ)もその一つである。

公契約条例は、その地域における業種別の、経験や技能などを加味した標準的賃金を算定基礎にして地域経済の活性化に寄与するだけでなく「地場賃金は地域で決める」という地方分権そのものと言える。

大阪弁護士会もアピール

大阪弁護士会も、平成25年7月、ワーキングプア解消と公契約条例の制定についてアピールを出した。そこでは、公共部門におけるワーキングプアの問題を解消し、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現のため、ひいては地域経済の健全な発展のために、

① 国に対し、公契約法の制定、地方自治体に対する公契約条例制定に向けた支援、

② 大阪府及び府内地方自治体には

(1) 公共工事や公共サービス等に従事する者につき、

職種に応じた適正な報酬下限額を定める公契約条例を制定すること。

(2) 公契約における予定価格の算定にあたっては、公契約に基づく業務に直接または間接的に従事する者につき、適正な労務単価を前提とした積算を行うこと。

(3) 総合評価一般競争入札を積極的に活用し、障害者等の就労困難者に対する就労支援施策を積極的に進めること。

おわりに

西日本でやっと福岡県直方市、兵庫県三木市、奈良県で条例ができた。愛知県も検討に入った。賃金設定はこれまでより一歩進んだ「公務員賃金の高卒初任給の時間単価」を使っている。長野の取り組みは賃金を加点に入れた「総合評価方式」である。大阪で、条例化の機運を作っていくための出発点としたい。

年度区分	整理番号	代表者印	経理責任者	受領印
平成26年度	77			

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	3,093	円	支出年月日	26年 10月 22日
---	-------	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 事務費 9 人件費

内 容	朝日新聞購読料(10月分)
-----	---------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

ASA 領 収 証

丸の内1丁目 2

県民クラブ 代表者坂本茂雄 様

2014年10月分

お問合せNo. 290

(6) 6.00集金

銘柄名	部数	金額	備考
朝日新聞内229税	1	3,093	

合計金額
3,093円

入金日 26年10月22日
上記正に領収致しました。

購読料は便利な口座振替も
ご利用できます。
※該当金融機関(四国銀行、高知銀行、
郵便局、高知信用金庫、四国労働金庫)

朝日新聞サービスセンター
ASA高知中央 所長 小松 克行
高知市大川筋2-3-16
TEL 823-2622-7100
FAX 823-262-1

年度区分	整理番号
平成26年度	78

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	3,093	円	支出年月日	26年 10月 23日
---	-------	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 ⑦資料購入費 8 事務費 9 人件費

内容	毎日新聞購読料(10月分)
----	---------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

NIKKEI

領収証

2014年10月分

No. 1-14-0008-000

2014.10.23

高知県庁本館

県民クラブ 代表者坂本茂雄 様

銘柄	部	金額
毎日新聞	1	3,093
合計		¥ 3,093

お知らせ

☆お支払いに便利な、銀行引落とし、クレジット払いが可能です。
(高知銀行・四国銀行
ゆうちょ銀行・高知信用金庫)

毎度ご購入有難うございます。
上記の通り領収致しました。

日経高知

(株)堀新聞 日経高知販売株
〒780-0056
高知県高知市北本町1-4-25
TEL: 088-822-4949

FAX: 088-824-2085



年度区分	整理番号
平成26年度	79

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	3,877	円	支出年月日	26年 10月 24日
---	-------	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 事務費 9 人件費

内 容 高知新聞購読料(10月分)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

No. 140-58 領 収 証 26年10月24日

県民クラブ 代表者坂本茂雄 様

ご 購 読 紙	部数	日数	金 額
高知新聞 ディリースポーツ	1		3,877

26年 10月分 ご購読料 **3,877円**

〒780-0870 高知市本町3丁目2-15
高知新聞販売オリコム社本町販売所
 電話 071-3224 FAX 071-3225

ご購読いただきありがとうございます。上記金額前収しました。

年度区分	整理番号
平成26年度	80

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	4,811	円	支出年月日	26年 10月 28日
---	-------	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧事務費 9 人件費

内 容	インターネット利用料(9月分)
-----	-----------------

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

△ 隔またはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らないでください。(金融機関・CVS用)→お客様

ご請求先氏名 高知県議会県民クラブ 様
お客様番号 4807-0014-23709
2014年10月ご請求分
金額(円) ¥4,811-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領 取 日 附 印 12 受払済 26.10.28 西日本銀行 県庁 収入印紙貼付欄

年度区分	整理番号
平成26年度	81

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	334	円	支出年月日	26年 10月 28日
---	-----	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 事務費 9 人件費

内 容 資料室・図書室コピー使用料(9月分)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

高知県		納入通知書		領収書			
納 入 先		納 付 先					
〒780-8570		高知市丸ノ内					
1-2-20		県民クラブ					
納 入 人		納 付 人		様			
年度	会計	款	項	目	節	決議番号	内訳番号
26	01	14	08	04	01	00032	001
納期限	平成26年10月29日	金額			¥334		
発行日	平成26年10月15日	延滞金等			円		
納付目的	資料室・図書室コピー使用料(会派等使用9月分)						円
発行機関	県議会事務局						
TEL	088-823-9533						
<p>1 上記の金額を最寄りの金融機関等(裏面記載)に納付してください。</p> <p>2 納期限までに納付されないときは、延滞金を徴収されることがあります。</p>							
<p>歳入徴収者</p> <p>県議会事務局 局長</p>							
<p>上記の金額を領収しました。</p>							

年度区分	整理番号
平成26年度	82

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	34	円	支出年月日	26年 10月 28日
---	----	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧事務費 9 人件費

内 容 FAX使用料(9月分)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

高知県		納入通知書 納付書		領収書			
〒780-0850							
高知市丸ノ内							
高知市丸の内1-2-20							
県議会 県民クラブ		様					
納入者							
年度	会計	款	項	目	節	決議番号	内訳番号
26	01	14	08	05	11	00054	021
納期限	平成26年10月31日			金額	¥34円		
				延滞金等	円		
発行日	平成26年10月16日			合計	円		
納付目的	9月分電話料						
発行機関	管財課 TEL088-823-9322						
<p>1 上記の金額を最寄りの金融機関等(裏面記載)に納付してください。</p> <p>2 納期限までに納付されないときは、延滞金を徴収されることがあります。</p>							
<p>歳入徴収者 歳入徴収者</p>							
<p>印</p> <p>上記の金額を領収しました。</p>							
<p>12 26.10.28 銀行 県庁 印</p>							

年度区分	整理番号
平成26年度	83

代表者印	経理責任者	受領印

会派名 県民クラブ

政務活動費支出伝票 (会派用)

金	21,300	円	支出年月日	26年 10月 28日
---	--------	---	-------	-------------

1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務費 ⑨ 人件費

内 容 10月分事務補助員賃金(7,100円×3日分)

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

領 収 証 県民クラブ 代表者 坂本茂雄様 No. _____

金額									
			7	2	1	3	0	0	

内 記	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但 10月分賃金817
H26年 10月 28日 上記正に領収いたしました

収入印紙

